

大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱

第1 目的

この要綱は、県内の畜産農家が家畜伝染病に対する防疫対策の影響により、安定的な収入の確保が困難となった場合に、資金面での不安を解消するため、当面の営農資金として実質無利子の資金を融通することを目的とする。

第2 貸付対象者

特定家畜伝染病(家畜伝染病予防法第3条の2に定められている疾病のうち、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認めた疾病とする)の発生により、次の影響を受けた畜産経営を営む個人及び法人とする。

- 1 出荷を予定していた家畜市場の開催が中止又は延期された場合
- 2 農場や取引先等が移動(搬出)制限を受けた場合
- 3 社会的又は経済的環境の変化(風評被害等)により収入の確保が困難となる等、知事が特に必要と認める場合

第3 融資機関

融資機関は、貸付事業を行う農業協同組合とする。

ただし、県内に本店若しくは支店を有する金融機関より融資機関となる旨の申し出があった場合はこの限りでない。

第4 貸付限度額

個人及び法人ともに一経営体当たり総額300万円以下とする。

第5 貸付条件等

1 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき、毎月農林水産省が県に対して連絡している基準金利とする。

2 貸付実行

融資機関は、農業信用基金協会から債務保証の承諾を得た後は、速やかに実行しなければならない。

ただし、借受者のやむを得ない事情により、融資機関が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 償還方法

元金一括償還

4 償還期限

貸付実行日が属する月の翌々月末日までとする。

ただし、出荷を予定していた家畜市場の開催中止又は開催延期や取引先等の移動（搬出）制限が前述の償還期限を超える場合は、家畜市場の再開日の属する月の翌々月末日、取引先等の移動（搬出）制限解除された日の属する月の翌々月末日又は出荷再開による販売代金が精算される月の翌月末日までのいずれか早い日までとする。

第6 助成

知事は、予算の範囲内において融資機関に対する利子補給の措置を次のとおり行うものとする。

1 利子補給措置

(1) 知事は、貸付を行う第3に掲げる融資機関に対し、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）及び大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給金等補助金交付要綱に定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付するものとする。

(2) 利子補給金の支払

知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合において適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(3) 利子補給金の打ち切り等

ア 知事は、利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

イ 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(4) 調査及び報告

ア 知事は、利子補給に係る事業に関し、必要があると認めるときは、借受者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

イ 借受者及び融資機関は、前項の調査又は報告を拒んではならない。

第7 その他

この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。